



News Letter

茨城県医療勤務環境改善支援センター
(茨城県医師会内)

〒310-0852 茨城県水戸市笠原町489番地
TEL 029-303-5012 FAX 029-303-5116
http://www.ibaraki.med.or.jp/kinmu-kankyo/
E-mail : iryokankyo08@pure.ocn.ne.jp

新年ご挨拶

明けましておめでとうございます。
旧年中は大変お世話になり厚く御礼申し上げます。
本年も皆様のお役に立つ業務の充実に努めてまいりますので、
ご支援・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。



労務管理トピックス

医療労務管理アドバイザー（特定社会保険労務士）
鈴木 秀 廣

医療機関の勤務環境改善の取り組み支援

昨年の11月26日、日立メディカルセンター看護専門学校主催の「地域看護職員再就業支援事業」の一環として、看護師を対象とした研修会が開催されました。本研修会に「医療労務管理アドバイザーからの提案」をテーマとした講師派遣の依頼があり、村田コーディネーターと共に講師を務めました。会場は、日立メディカルセンター看護専門学校、出席者数は、49名（医療機関数23）でした。

始めに、村田コーディネーターから医療勤務環境改善支援センターの設立経緯、役割、医療機関に対する支援内容等について説明がされました。

次に、鈴木医療労務管理アドバイザーから「医療勤務環境改善マネジメントシステム」の導入の手引きの解説や実例の紹介、「労務管理に関する基本的な知識の修得と労働紛争を未然に防ぐポイント」についてアドバイスをを行い、最後に『医療勤務環境改善マネジメントシステム』の普及促進セミナーの開催案内をして終了しました。

【平成28年1月14日（木） 13：30～16：40 東京都品川駅前京急ビル】

いつかはお役に立ちます



村田コーディネーター説明



鈴木医療労務管理アドバイザー解説

労務管理実務Q&A

医療労務管理アドバイザー（特定社会保険労務士）
高 橋 勉

Q. 雇用契約と就業規則どっちが有効？

採用時に雇用契約書を取り交わしたのですが、休憩室にある就業規則、賃金規程の最新版と比べて、いくつかの契約内容が職員の私にとって不利になっています。私は契約書通りの待遇で我慢しないといけませんか。

A. この場合は、就業規則や規程の方が優先されます。

労働契約法第12条に「就業規則で定める基準に達しない労働条件を定める労働契約は、その部分については、無効とする。この場合において、無効となった部分は、就業規則で定める基準による。」と規定されています。

しかし、逆に雇用契約の方が労働者に有利な場合は雇用契約が優先されます。

いずれにしても、就業規則は、管理する側と労働者との主張の違いを埋める重要な根拠となります。労使の信頼関係を保つためにも、日ごろ就業規則の記載内容には注意を払うようにしましょう。